

# 衆議院災害対策特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年5月20日（木）、第6回の委員会が開かれました。

## 1 災害対策に関する件

・小此木国務大臣（国土強靱化担当・防災担当）、横山復興副大臣、赤澤内閣府副大臣、宮路総務大臣政務官、朝日国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）根本幸典君（自民）、深澤陽一君（自民）、江田康幸君（公明）、阿部知子君（立民）、小宮山泰子君（立民）、早稲田夕季君（立民）、田村貴昭君（共産）、美延映夫君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 根本幸典君（自民）

- （1） 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 昨年の令和2年7月豪雨等の経験を踏まえた政府の対策
  - イ 避難所における生活環境の改善のため、学校の体育館について断熱化とエアコンの設置を推進する必要性
  - ウ 避難所としてのホテル、旅館等の活用について、これまでの活用状況及び今後の活用促進に向けた取組
- （2） 新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においても地域における防災訓練を継続して行うための政府の取組
- （3） 本日施行された災害対策基本法の改正による新たな避難情報の提供に係る国民への周知の取組についての小此木大臣の認識

### 深澤陽一君（自民）

- （1） 海洋研究開発機構（JAMSTEC）の地球深部探査船「ちきゅう」の安定した活動に資するため、国として運用を支援する必要性
- （2） 東名高速道路及び国道1号の由比－興津間（静岡市清水区）について、越波対策の推進及び大型車同士のすれ違いが可能な代替路の整備の必要性
- （3） 防潮堤整備事業において、気候変動による海面上昇を加味して整備を進めるに当たっての基本的な考え方
- （4） 本年3月の富士山ハザードマップの改定を踏まえた避難対策の見直しについての国の認識

### 江田康幸君（公明）

- （1） 起草が検討されている「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案」についての小此木大臣の所見
- （2） 平成28年熊本地震に伴う仮設住宅を早期に解消するため、地方公共団体が実施する住宅再建に係る事業への支援を一層強化していく必要性
- （3） 令和2年7月豪雨からの復興等
  - ア なりわい再建補助金の交付決定の進捗状況及び交付申請件数が伸びなかった理由
  - イ コロナ禍の避難所運営等で得られた教訓を踏まえた今後の避難生活環境の向上に係る対策の検討及び対応の状況についての赤澤内閣府副大臣の認識
  - ウ 昨年改正され、中規模半壊世帯までが制度の対象となった被災者生活再建支援法の法改正の効果及び損害割合が30%未満の世帯への災害救助法に基づく応急修理等の活用状況についての小此木大

## 臣の見解

### 阿部知子君（立民）

日本軽金属（株）が管理している山梨県早川町の雨畑ダムの堆砂対策

- ア 雨畑ダムの現状についての小此木大臣の認識
- イ 雨畑ダムのダム管理者に常時満水位を超える堆砂量も含めた堆砂量の報告を求めている理由
- ウ 国土交通省が実施しているダム定期検査において、直ちに措置を講じる必要があるとしてA判定となった利水ダムの数
- エ 雨畑ダムの堆砂の撤去の進捗状況についての朝日国土交通大臣政務官の見解
- オ 雨畑ダム上流の堆砂の影響による浸水、土砂災害等の発生に備えて地域住民の避難に係る支援をしていく必要性についての小此木大臣の見解
- カ 国土強靱化に係る「起きてはならない最悪の事態」として設定されている「ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生」の観点からダムの撤去も含めた雨畑ダムの堆砂対策を検討していく必要性についての小此木大臣の見解
- キ 水利権の判断基準を満たさないことを理由に雨畑ダムに係る水利権の許可を取り消す必要性についての朝日国土交通大臣政務官の見解

### 小宮山泰子君（立民）

- (1) 無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進
  - ア 無電柱化を推進しているにも関わらず電柱が増加している要因
  - イ 地方公共団体や事業者の費用負担が大きいため無電柱化が進まないとの指摘についての見解
  - ウ 無電柱化の推進に係る支援制度を地方公共団体に活用してもらうための国の取組
  - エ 新設電柱の設置の抑制に係る新たな施策の必要性
  - オ 防災・減災に資する無電柱化の推進に向けた取組及び災害復旧現場を効率化していく必要性についての小此木大臣の見解
- (2) 指定避難所におけるLPガスを燃料とする空調設備及び非常用電源の整備推進
  - ア 当該設備に係る評価及び指定避難所となる施設へ普及するための取組の必要性についての小此木大臣の見解
  - イ LPガスを燃料とする非常用電源の整備における総務省の緊急防災・減災事業債の活用状況

### 早稲田夕季君（立民）

- (1) 水害・津波災害時等における近隣の高い建物への避難（広義の「垂直避難」）
  - ア 避難情報に関するガイドラインにおける「垂直避難」の定義を一般的に理解されている広義のものに修正する必要性
  - イ 災害時に住民が近隣のマンションやビルに避難できるよう、マンション等の事業者による受入れ体制の整備、自治会との協定締結等を促進する必要性
  - ウ 内閣府として垂直避難に係る好事例の収集や指針を策定する必要性についての小此木大臣の見解
- (2) 災害関連死に係る事例の収集、取りまとめ及び公表
  - ア 内閣府が4月に公表した災害関連死事例集において、東日本大震災及び平成28年熊本地震の事例の掲載が不十分であることについての小此木大臣の見解
  - イ 復興庁が東日本大震災における災害関連死の事例を収集し、内閣府と連携して取りまとめ、公表する必要性についての横山復興副大臣の見解

ウ 東日本大震災における災害関連死に係る公文書の散逸を防ぐため、地方公共団体に廃棄をしないよう要請する必要性についての横山復興副大臣の見解

**田村貴昭君（共産）**

- (1) 平成 28 年の新潟県糸魚川市における大規模火災に被災者生活再建支援法が適用された理由
- (2) 被災者生活再建支援法の適用対象の拡充
  - ア 令和 2 年 7 月豪雨における半壊世帯及び中規模半壊世帯の数及び割合
  - イ 令和 2 年 7 月豪雨において中規模半壊に至らず同法の適用対象外となった半壊世帯が多いことについての政府の見解
  - ウ 中規模半壊に至らない半壊世帯が一定の割合を占め、補修費の負担も大きいことを踏まえ、同法の適用対象を拡充していく必要性についての小此木大臣の見解
  - エ コロナ禍が家計に影響を与えていることを勘案し、同法による支援を拡充する必要性についての小此木大臣の見解
- (3) 熊本地震における被災者の見守り支援活動
  - ア 被災者が応急仮設住宅を退去した後も孤立防止のため見守り支援を継続する必要性についての認識及び対策
  - イ 地方公共団体が応急仮設住宅を解消後も被災者・見守り相談支援事業を継続して実施できるよう制度を拡充する必要性
  - ウ これまでの被災者・見守り相談支援事業において培われた民間の支援団体のノウハウを今後の見守り支援活動に活かしていく必要性

**美延映夫君（維新）**

- (1) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 地方公共団体における対策の取組状況及び変異株のウイルスの特徴を踏まえた留意点
  - イ 内閣府が公表した「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」の趣旨及びポイント
  - ウ 避難所としてのホテル・旅館等の活用にあたって市町村のみでは対応が困難な場合の対応
- (2) 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等に係る災害対応
  - ア 災害時における自宅療養者及び濃厚接触者の避難の在り方
  - イ 現在の新型コロナウイルスの感染状況の下で災害が発生した場合の保健所等に対する支援策
- (3) 避難所における新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため地方公共団体の関係部局が共有できる情報等の範囲
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応にDMATを活用する必要性
- (5) 内閣府が運用している「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用状況
  - ア 地方公共団体による同システムへの情報入力進捗状況
  - イ 地方公共団体の同システム活用を促進するための方策
- (6) 本格的な出水期に備え早期に地方公共団体等に注意喚起をし、防災対策を促す必要性についての小此木大臣の見解

**高井崇志君（国民）**

- (1) 消防団員の処遇改善
  - ア 開設しているツイッターアカウントに寄せられた消防操法大会やそれに係る訓練を廃止すべきとの意見に対する宮路総務大臣政務官の所見

- イ 消防庁において消防操法大会や訓練の在り方に係るアンケート調査を行う必要性についての宮路総務大臣政務官の見解
  - ウ 平時の活動における消防団員の負担を軽減する必要性についての宮路総務大臣政務官の見解
  - エ 活動実績のないいわゆる「幽霊消防団員」を解消する取組の必要性についての宮路総務大臣政務官の見解
- (2) 被災者生活再建支援金の支給対象を全ての半壊世帯まで拡大する必要性についての小此木大臣の見解
- (3) 防災省を設置する必要性についての小此木大臣の見解

2 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案起草の件

- ・金子委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民)